



～やまぐち・くらし安心ネット通信～  
発行：山口県消費生活センター

令和5年3月10日  
-267号-

消費生活**トラブル**情報

引っ越しの際の破損・紛失**トラブル**に注意



相談事例

引越業者に荷造りを任せて引っ越しをした際、高価な陶器の縁が欠けてしまった。



引越業者に申し出たところ、責任を認めて弁償するというので、約4万円と申告したが、事業者が提示した金額はずいぶん少なかった。

貴重な陶器とは事前に申告していなかった。



対応**アドバイス**

✔ 契約の際は、約款をよく確認しよう

引っ越しの契約内容は原則、契約した際の約款の記載に従うことになります。損害賠償が受けられる場合も、購入時の価格が保証されるわけではないことを認識しましょう。

✔ 貴重品や壊れやすいものなどはあらかじめ事業者に申告しよう

✔ 引っ越し完了後は、すぐに荷物の状態を確認しよう

破損や紛失があった場合、荷物の引き渡し後3か月以内に申し出ないと事業者の責任が消滅します。

参考：国民生活センター「見守り新鮮情報第444号」

山口県消費生活センター TEL:083-924-0999 (相談) / 083-924-2421 (消費者教育)

〒753-8501 山口県山口市滝町1番1号 FAX:083-923-3407



相談受付時間 [月～金] 8:30～17:00 ※土曜・日曜・祝日・年末年始はお休みです。

まなべる利用時間 [月～金] 9:00～16:30(入場受付16:00まで)

※団体利用を希望される場合は、事前に御連絡をお願いします。

# 注意情報

## 県内で発生！ 医師や息子をかたるオレオレ詐欺



### <被害事例>

「医師を名乗る男」や「息子の上司を名乗る男」から電話があり、



息子さんが救急に来ているが、  
ガンの疑いがある。

息子さんと一緒に仕事で来  
たが、息子さんの気分が悪  
くなり救急搬送された。



その後、息子を名乗る男から電話があり、

明日、会社の決算があり、1,000万円が必要。  
現金400万円を用意して上司の息子へ渡してほしい。



などと言われ、自宅を訪ねて来た上司の息子を装った男に  
現金400万円を手渡し、だまし取られた。

### <被害防止のポイント>

- ◆ 一旦電話を切って、「自分が以前から知っている家族の電話番号」に電話して確認する。
- ◆ 家族しか知らないこと（ペットの名前等）を尋ねる。
- ◆ 「今すぐ現金が必要」は詐欺！家族以外の者に現金を渡さない。

参考：山口県警察本部「防犯情報」

# お知らせ

## 山口県消費者トラブル解決のキャラクター 「188（いやや）マン」のご紹介

山口県消費者トラブル解決のオリジナルキャラクターが誕生！  
これから、やまくら通信にも登場します。  
「消費者ホットライン☎188」と合わせて、  
ぜひ覚えてください★



若者に多い消費者トラブルを紹介した「Web漫画」にも登場しています。ぜひご家族、お知り合いと一緒にご覧ください。



いやや  
188マン

### 消費者ホットライン「188」 御案内の流れ

郵便番号が分かる

1

→ を押す

○郵便番号(7桁)入力

郵便番号が分からない

2

→

○固定電話の場合は地域を選択。携帯の場合は最寄りの窓口へ

お住まいの市町の  
消費生活センターや相談窓口

又は

山口県消費生活センターなど